記載例

財　産　収　支　状　況　書

令和〇年△月×日

住（居）所又は所在地	〇〇市□□町×××番地	氏　名又は名称	税務建設株式会社 代表取締役　税務　太郎

1 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		52,500円	52,500円	□運転資金　□生活費　□その他(
〇〇銀行△△支店	普通	10,000円	0円	☑運転資金　□生活費　□その他(
株式会社〇〇 上場株式100株	―	100,000円	100,000円	□運転資金　□生活費　□その他(
	現在納付可能資金額		152,500円	

2 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）

区分		見込金額
収入	売上、給与、報酬	1,520,000円
	その他（　　）	円
		円
① 収入合計		1,520,000円
支出	仕入	710,000円
	給与、役員給与	420,000円
	家賃等	70,000円
	諸経費	100,000円
	借入返済	100,000円
		円
		円
	生活費（扶養親族　　人）	円
② 支出合計		1,400,000円
③ 納付可能基準額（①－②）		120,000円

3 分割納付計画　※分割納付金額は、２の③の欄をもとに記載し、申請書の「分割納付（納入）の計

月	分割納付金額	増減理由
7月	120,000円	
8月	120,000円	
9月	120,000円	
10月	100,000円	家屋の修繕費（20,000円）
11月	90,000+延滞金円	
月	円	
月		
月		
月		
月		
月	円	
月		
【備考】		

「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」の「分割納付（納入）計画」欄には、ここに記載した金額を記載してください。

ここに記載した金額を、３　分割納付金額に記載します。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、この基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載してください。

4 財産等の状況

不動産等	資材置き場用土地（〇〇市△△町□□）	国債・株式等	
車両		その他（売掛金・貸付金・保険等）	・売掛金　180,000円 （〇〇工務店　△月×日　回収予定） ・〇〇生命保険

記載方法

1　現在納付可能資金額

・・・申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

（注意事項）

・申請書を提出する日現在の手持ち現金、預貯金、上場株式などの売却が容易な財産について記載してください。

・納付できない事情がある場合には、「納付に充てられない事情」の欄のあてはまるところにチェックをしてください。

（申請書を提出する日からおおむね１か月以内に支出に充てる必要があるときにチェックしてください）

記載方法

2　今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）

・・・猶予期間中、毎月どの程度納付が可能であるかを計算します。

（注意事項）

・「収入」欄には、売上収入その他の経常的な収入をすべて記載してください。（納税者の方が個人の場合は、給与収入や報酬も含めてください。）

・「支出」欄には、以下の内容について記載してください。

(1)　事業に係る支出

これらの支出は、事業の継続のために必要と認められるものに限ります。

不要不急の財産の取得のための支出、または、期限に定めのない債務の弁済のための支出などは認められません。

(2)　生活費（納税者等の方が個人の場合のみ）

計算方法は以下のとおりとしてください。

扶養親族　0人（本人のみ）　10万円

扶養親族　1人　10万円＋4万5千円

以下、扶養親族が1人増えるごとに4万5千円を加えていきます。

・「①収入合計」－「②支出合計」＝「③納付可能基準額」を算出します。

「③納付可能基準額」は、「３　分割納付計画」における毎月の納付の基準額となります。

記載方法

3　分割納付計画

・・・猶予期間中の具体的な納付計画を立てます。

（注意事項）

・「月」欄には、猶予期間中のすべての月を記載してください。

・「分割納付計画」欄には、「２　今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄において算出した、「③納付可能基準額」に記載された金額を記載してください。ただし、臨時的な収入または支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載してください。その際には、「増減理由」欄に理由を記載してください。

・この欄に記載した計画について、『徴収猶予申請書』または『換価の猶予申請書』に転記してください。

記載方法

4　財産等の状況

・・・所有している財産について、種類、所在地等を記載します。

（注意事項）

・速やかに売却して納付に充てるものができるものとして「１　現在納付可能資金額」に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。